

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	一
○福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	
○福島県立総合衛生学院の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則	五
○福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則	五
訓 令	
○福島県鳥獣保護管理員規程の一部を改正する訓令	五
福島県議会	
○福島県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令	七

規 則

福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則、福島県立総合衛生学院の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則及び福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十三号

福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。
 第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第1条、第9条関係）

加入番号

年金管理者指定届

年 月 日

福島県知事 様

(加入者)

ふりがな

氏 名

印

(〒)

住 所

福島県心身障害者扶養共済制度条例第10条第1項の規定により、次の者を年金管理者として指定したので届けます。

(年金管理者氏名)

(心身障害者との続柄)

住 所 (〒)

誓 約

私は、次に掲げる者のいずれにも該当しないことを申し立てるとともに、福島県心身障害者扶養共済制度条例第10条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、次の心身障害者の年金を誠意を持って管理し、よき理解者としてその心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るために使用することを誓約します。

- 1 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

年 月 日

ふ り が な

年金管理者氏名

印

心身障害者

氏 名

住 所 (〒)

第二十五号様式を次のように改める。

第25号様式（第9条関係）

加入番号

年金管理者変更届

年 月 日

福 島 県 知 事 様

(加 入 者)

住 所

ふりがな

氏 名

印

福島県心身障害者扶養共済制度条例第10条第1項の規定により、年金管理者を次のとおり変更したので届けます。

年金管理者		新	旧
	ふりがな 氏 名		
	住 所		
心身障害者 との続柄			
心身障害者	氏 名		
	住 所		
変更の理由			
変更の年月日	年	月	日

誓 約

私は、次に掲げる者のいずれにも該当しないことを申し立てるとともに、福島県心身障害者扶養共済制度条例第10条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、上記の心身障害者の年金を誠意を持って管理し、よき理解者としてその心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るために使用することを誓約します。

- 1 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

年 月 日

ふ り が な

年金管理者氏名

印

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第四号様式及び第二十五号様式による届は、改正後の福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第四号様式及び第二十五号様式による届とみなす。

(障がい福祉課)

福島県規則第十四号

福島県立総合衛生学院の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

福島県立総合衛生学院の授業料の免除等に関する規則（昭和四十六年福島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二分の一」を「一部」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

入学検定料及び入学料の免除を受けることができる者は、入学検定料にあつては第一号、入学料にあつては第一号又は第二号に該当する者とする。

一 当該学生の学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の激甚災害（当該入学検定料又は入学料の納入期限前一年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合

二 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定を受けた場合

第三条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項第二号に該当する場合

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の入学検定料免除申請書には、前条第一項第一号に該当する者であることを証する関係官公署の長の証明書を添えなければならない。

4 第一項の授業料免除申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 前条第二項第一号又は第二号に該当する者 同項第一号又は第二号に該当する者であることを証する関係官公署の長の証明書及び学費負担者の経済状況調査書（第四号様式）
- 二 前条第二項第三号に該当する者 同号に該当する者であることを証する書面の写し

三 前条第二項第四号に該当する者 学費負担者の経済状況調査書（第四号様式）第二号様式及び第三号様式中「長盛」を「一盛」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十五号

福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

福島県立総合衛生学院学則（平成二年福島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条第三項中「副学院長」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

訓 令

福島県訓令第三号

本庁機関

出先機関

福島県鳥獣保護管理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

福島県鳥獣保護管理員規程の一部を改正する訓令

福島県鳥獣保護管理員規程（昭和三十八年福島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「委嘱」を「任用」に改め、同条第一項中「保護繁殖」を「保護」に、「委嘱」を「任用」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 保護管理員の任期は、会計年度任用職員の例により定める。

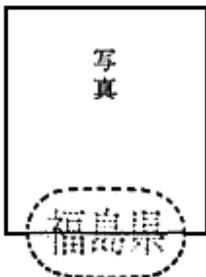
第三条各号列記以外の部分中「地方振興局長」を「管轄地方振興局長」に改め、同条第五号中「啓もう宣伝」を「啓発」に改め、同条第六号中「保護繁殖」を「保護」に改める。

第四条中「所属の地方振興局長」を「管轄地方振興局長」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式

第 号



福島県鳥獣保護管理員の証

下記の者は、福島県鳥獣保護管理員であることを証明します。

年 月 日

福島県知事 印

住 所

氏 名

年 月 日生

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(自然保護課)

福 島 県 議 会

福島県議会訓令第二号

福島県議会事務局

福島県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十三日

福島県議会議長 太田 光 秋

福島県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県議会事務局処務規程(昭和三十五年福島県議会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条の表総務課長の項第二号中「貸金支弁職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(総務課)